

補助金制度の手続きガイド

市から自主防災組織への補助金は、次の2種類があります。

| 名 称 | 内 容 | 記載ページ |
|---|---------------------|-------|
| 富士市自主防災組織 運営補助金 (以下「運営補助金」という) | 自主防災組織の活動経費の補助 | P 1～3 |
| 富士市自主防災組織 防災器材購入費補助金 (以下「器材購入費補助金」という) | 定められた防災器材の購入費の一部を補助 | P 4～8 |

※ 補助金申請の際は、本ガイドの注意事項をご確認ください。

※ 防災危機管理課に申請にお越しになる際は、口座名義の確認のため通帳をお持ちください。

※ 本年度対象品目が追加されました。詳しくは6、7ページをご確認ください。

補助金関係書類作成上の注意事項

- ・ 自主防災会長の名前で申請してください。
- ・ 各種手続きにおける市民の利便性の向上を図るため、申請者の氏名を自書する場合に限り、申請書等の提出文書への**押印は不要です**。ただし、パソコン等で文書を作成する際、申請者欄等へ印字により記名をする場合は、従来どおり押印が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 「②⑩補助金交付申請書」の**金額部分は訂正や修正ができません**。新しい申請書に書き直してください。
- ・ 金額以外の訂正は、塗り潰したり修正液を使用したりせず、**二重線で消した上部に署名のうえ**、余白に書き直してください。
- ・ 修正可能な「消せるボールペン」や「鉛筆」で記入しないでください。

<自主防災組織名義の口座について>

自主防災組織は、町内会・区を母体としていますが、自主防災活動を目的として結成された組織であり、町内会・区とは別の組織です。また、市から自主防災活動のために交付される補助金は、防災目的以外に使用できないため、町内会・区の会計とは明確に区別する必要があります。

つきましては、自主防災組織名義の口座を開設いただくようご協力をお願いします。

なお、やむをえない事情により町内会・区の口座に振り込む場合は、委任状(⑥口座振替申請書 参照)が必要になりますのでご了承ください。

<ポイントの取り扱いについて>

器材や事務用品等を購入する際にポイント類が付与される店舗を利用する場合は、原則、個人での付与は受けず、自主防災会名義のポイントカードを作成するなど、ポイントの管理を行ってください。

「運営補助金」

(1) 概要

| | | |
|-------------|--|--|
| 補助申請（上限）額 | | （世帯数）×150円 + （一律）15,000円 |
| 対 象 品 目 | | 自主防災組織の活動や運営に必要な物品又は経費（消耗品、防災資器材、印刷製本費、修繕費等） |
| 申 請 期 限 | | ～2025年5月末日 ※ 期日厳守！ |
| 対 象 実 施 期 間 | | 2025年4月1日～2026年2月末日まで（領収書の日付） |
| 実 績 報 告 期 間 | | 地域防災訓練終了後～2026年2月末日 ※ 期日厳守！ |

(2) 注意事項

●世帯数の考え方

申請額の基準となる世帯数は、原則として自主防災活動（町内会活動）をしている世帯総数とします。世帯台帳などで会の世帯数の実数を把握している自主防災組織や、現に防災費を徴収している自主防災組織は、その世帯数で申請してください。

- ・「世帯」とは、その場所を生活の根拠としている場合を言いますが、事業所や店舗などのうち、地域に密着して町内会・区や自主防災組織の活動に参加し、自主防災組織の任務分担に役割が決められている場合、「世帯」と同等に扱うことができます。
- ・市の「配布文書数」を基に申請する場合、予備部数を除いた実数を申請してください。
- ・市に「住民登録」してある世帯数と大きく違う場合、「世帯数」の根拠を備考欄に記載してください。

●運営補助金を希望しない場合

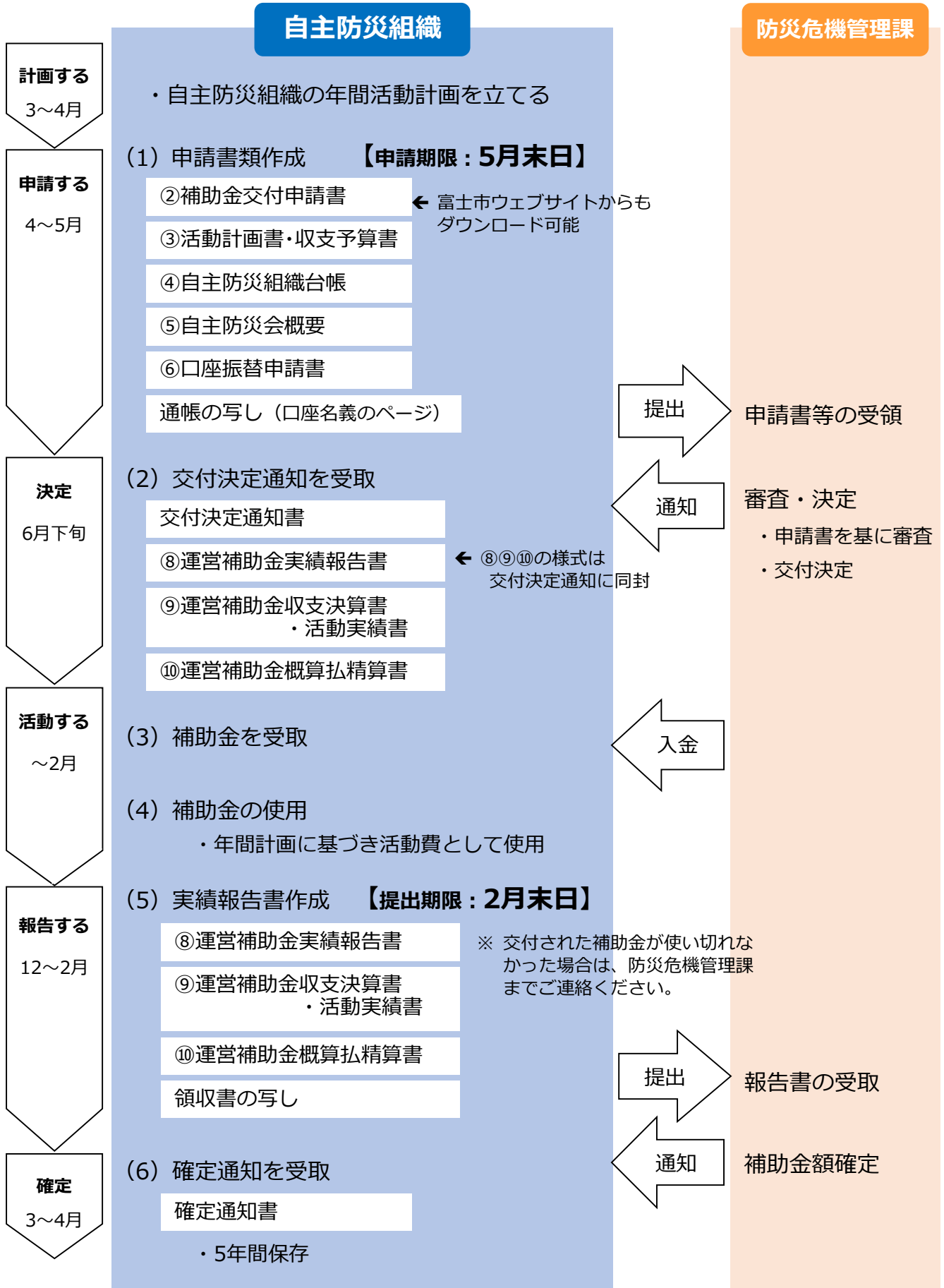
補助金の交付申請を行わない自主防災組織は、「④令和7年度自主防災組織台帳」、「⑤令和7年度自主防災会概要」、「⑦運営補助金 申請辞退届」をご提出ください。

●返納の手続き

実績報告時に、補助金の交付を受けた金額よりも実際に使用した金額が少なかった場合には、未使用分の補助金を返納していただくこととなります。返納に関する処理については、個別に対応いたしますので、防災危機管理課までご連絡ください。

なお、自主防災活動の活性化のため、交付を受けた補助金は全額有効にご活用くださいますようお願いいたします。

(3) 交付申請の流れ



(4) 運営補助金の対象外品目

この補助金は、自主防災組織の活動や運営に必要な経費全般に使用できますが、下記のもの是对象外となりますのでご注意ください。

■ 対象外

- 1 次年度への繰越し・積立て
- 2 器材購入費補助金を受けた器材 (二重補助は受けられません。)
- 3 防災倉庫等の土地購入費
- 4 弁当・アルコール類の購入
- 5 懇親会などの飲食
- 6 防災訓練などへの参加賞 (お弁当やお菓子、おもちゃなど)
- 7 役員へのお礼
- 8 購入品目が記載された領収書がない場合

- ※ 自主防災会の役員を務めることに対する謝礼は対象外です (7 役員へのお礼)。ただし、地域防災指導員や地区内外の防災に関わる知識を持つ人が講演・実技指導等を行ったことに対する謝礼は対象となります。
- ※ 平常時の活動に使用する物品を購入する場合は、その主たる利用目的が防災啓発活動や防災訓練で使用すること、またはその活動を補助するものである必要があります。汎用性の高いものについては、利用目的を確認することがあります。
- ※ 補助対象になるか不明確な場合は、事前に防災危機管理課までお問い合わせください。

「器材購入費補助金」

(1) 概要

| | | |
|--------|--|---|
| 補助限度額 | | 30万円（購入金額60万円までを補助） 1回の申請につき合計5万円以上購入する場合、 <u>購入経費の2分の1を補助金として交付</u> 。補助限度額まで何回でも申請が可能。 ※ ただし、「小型可搬式動力ポンプ」購入時は、補助限度額を40万円とする。 |
| 対象品目 | | 「(4) 防災器材購入費補助金の対象品目」に規定された防災器材 |
| 申請期限 | | ～2025年11月末日 ※期日厳守！ |
| 実施対象期間 | | 交付決定通知書の日付～2026年2月末日まで（領収書の日付） |
| 完了報告期限 | | ～2026年 2月末日 ※期日厳守！ |

(2) 注意事項

●申請の手順

器材を発注、購入する前に必ず申請を行ってください。申請前に発注、購入してしまった器材については、補助を受けることができません。

●60万円を超える購入をする場合

60万円を超える防災器材を購入する場合、30万円を市が補助し、残りの金額は自主防災組織が負担します。

※ 「小型可搬式動力ポンプ」は、その1台の購入費が80万円までは市が購入経費の2分の1を補助します。

●運営補助金との関係

本補助金を受けた器材購入費の自主防災組織の負担部分に、運営費補助金を充てることはできません。（二重補助は受けられません。）

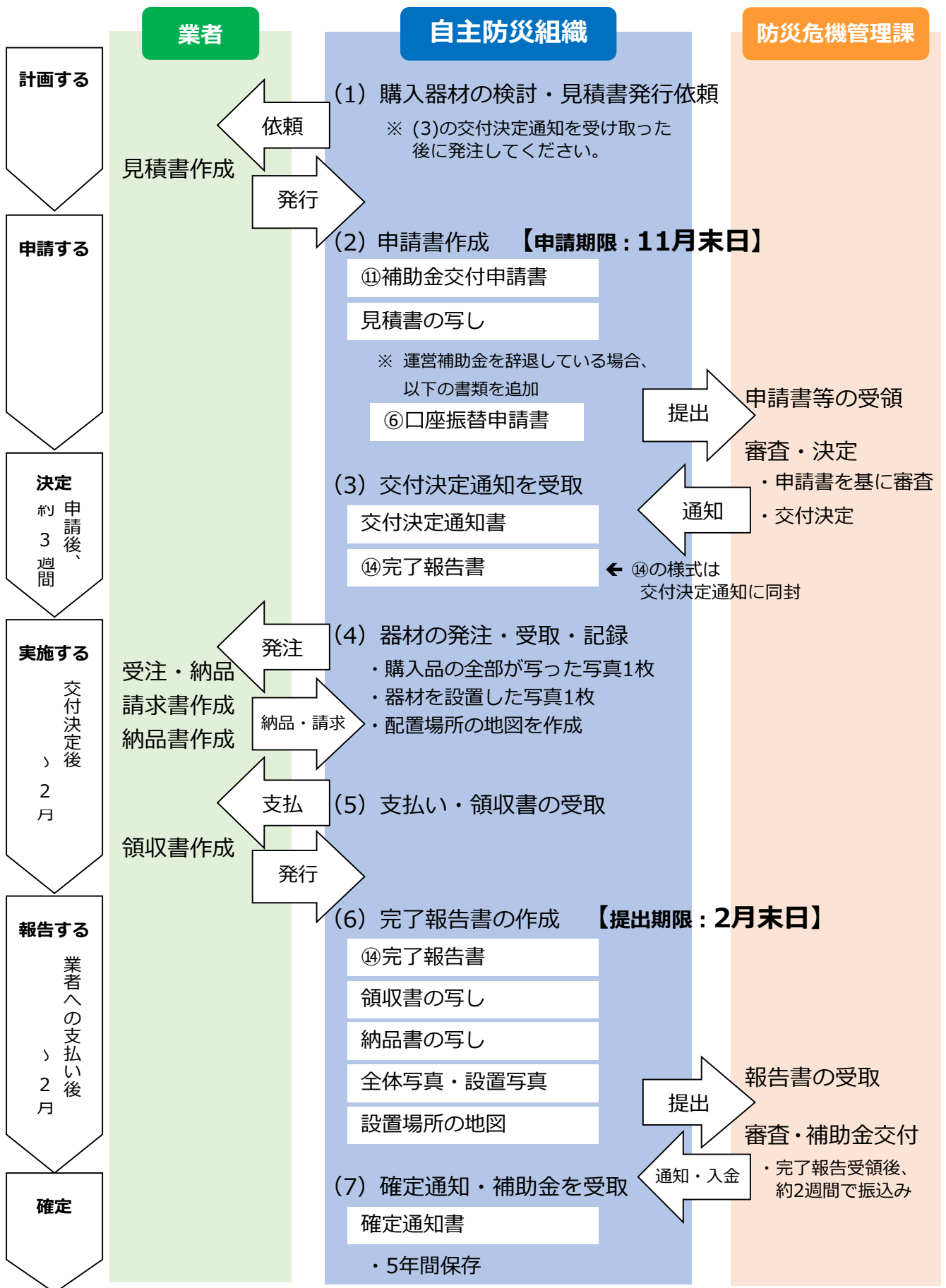
●補助申請額の1円未満の端数について

購入予定器材の合計金額の2分の1の金額（1円単位）を補助申請額とします。ただし、合計金額が割り切れないときは、申請金額を1円少なく（自主防災組織の負担金額を1円多く）記入してください。

●申請後の金額変更について

申請後、金額が増額・減額した場合、再度、見積もりを取っていただき申請が必要となります。

(3) 交付申請の流れ



(4) 防災器材購入費補助金の対象品目・対象外品目

| ○ 補助対象品目 | △ 補助対象品目と同時購入した場合のみ、 対象物品の一部とみなすことができるもの | × 補助対象としないもの |
|-----------------------------|--|---|
| 対象品目すべてに 共通の事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・購入、建設、設置に係る費用 ・本体にセットされている付属品 ・本体と同時に購入する乾電池等 (電池は1回分のみ) ・名入れ代 | <ul style="list-style-type: none"> ・修理・修繕に係る費用 ・本体と同一申請しない部 品、付属品等(予備乾電池) |
| 無線機器 | 充電器、バッテリー、ケース、スピーカー、 マイク、アンテナ、登録費用 | 予備バッテリー |
| 電池式拡声器 | | 予備電池 |
| 小型可搬式動力ポンプ ※補助上限 40 万円まで | ポンプ用台車取付け改造費 | オイル、燃料 |
| 消防用ホース、スタンドパイ プ、吸水管 | (設置に伴う)処分費用 | ホースを乾燥させるための 器具・設備 |
| 消防用ホース筒先 | | |
| 消防用ホース格納箱 | 基礎ブロック | |
| 消火器・薬剤詰替 | (設置に伴う)処分費用 | |
| 消火器格納箱 | 基礎ブロック | |
| 地下式消火栓等蓋開工具 | | |
| 訓練用水消火器 | 消火訓練用的 | コンプレッサー、空気入れ |
| リヤカー | | 空気入れ |
| 車いす | | 空気入れ |
| 車いす補助具 | | |
| 一輪車・台車 | | 空気入れ |
| チェーンソー | | 替え刃、オイル、燃料 |
| 担架 | | |
| ジャッキ、チェーンブロック | ワイヤー、スリングロープ | |
| AED (自動体外式除細動器) | | |
| 救急箱・医薬品 (口腔ケア用 品を含む) | | |
| ヘルメット | | |
| ライフジャケット | | |
| 土のう袋・水のう袋 | | |
| ブルーシート | | |
| ロープ | | |
| ビブス | | |

| ○ 補助対象品目 | △ 補助対象品目と同時購入した場合のみ、対象物品の一部とみなすことができるもの | × 補助対象としないもの |
|--|---|--------------------------------|
| 防災倉庫 | 土工事、棚、雨樋、基礎、土間、組立設置費、名入代、室内照明具、換気扇、設計費、整地費、既存建物撤去処分費、他の建物と併設の場合は防災倉庫部分の費用 | 間接的工事費 土地購入費 街灯（防犯灯）の電気代 |
| 発動発電機 ※内燃機関以外の発電方式のものは事前に当課へ確認のこと。 | ドラム式コードリール | オイル、燃料 |
| 非常用蓄電池 ※蓄電容量 500Wh 以上、出力用 AC100V コンセント付きのもの | 充電用ソーラーパネル、ドラム式コードリール、電源タップ | 携帯用モバイルバッテリー |
| 浄水器 | | オイル、燃料 |
| 組立水槽・給水タンク | | |
| 井戸用ポンプ | | |
| 避難生活用テント ※四方幕付きのもの | 名入代、グランドシート、重り | |
| 可搬式スロープ | | |
| ストーブ | | |
| スポットクーラー | | |
| 感染症防護器材（マスク・消毒液等） | | |
| パーティション（防災用屋内テント） | | 飛沫を防ぐことができない高さのもの（座位で口元より低いもの） |
| 避難生活用ベッド（防災用マット） | | 枕、布団 |
| 毛布・寝袋 | | |
| 投光機（蛍光灯型、LED型、バルーン型） | 三脚、設置器具、ドラム式コードリール | |
| 生理用品 | | |
| 強カライト、ヘッドライト | 乾電池（1 回分） | 予備乾電池 |
| 仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ・紙おむつ | テント、脱臭剤、凝固剤、消毒剤 | トイレットペーパー |
| 炊き出し用かまど | ガスバーナー、炊き出し用釜（鍋、寸胴） | カセットコンロ、燃料 |
| 非常用食糧 ※賞味期限が 3 年以上のもの | | |
| 非常用飲料 ※賞味期限が 3 年以上のもの | | |

※ 補助対象になるか不明確な場合は、事前に防災危機管理課までお問い合わせください。

※ 令和 7 年度から対象となる品目は網掛けで示しています。

(5) 参考見積価格 (目安)

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| ◎小型可搬式動力ポンプC-1級(付属品一式・台車を含む) | 1,000,000円前後 |
| ◎消防用ホース・・・65mm・20メートル1本 | 31,500円前後 |
| ◎浄水機・・・手動式1m ³ /時 | 700,000円前後 |
| ◎防災倉庫・・・プレハブ倉庫から鉄筋コンクリート製まで各種あり | |
| ◎発動発電機・・・照明用灯具一式付 | 146,000円前後 |
| ◎消火器・・・ABC消火器10型 | 10,000円前後 |
| ABC消火器20型 | 14,000円前後 |
| ◎消火器詰め替え・・・ABC消火器10型充填 | 5,500円前後 |
| ABC消火器20型充填 | 7,500円前後 |
| ◎避難生活用テント | 200,000円前後 |
| ◎避難生活用ベッド | 15,000円前後 |
| ◎毛布 | 3,000円前後 |
| ◎リヤカー | 200,000円前後 |
| ◎消防用ホース格納箱・・・鉄製足付き 900×600×270タイプ | 30,000円前後 |
| ◎消火器格納箱 | 6,000円前後 |
| ◎無線機器 | 65,000円前後 |
| ◎消防用ホース筒先・・・消火栓用 | 10,000円前後 |
| 可搬式ポンプ用 | 16,000円前後 |
| ◎地下式消火栓等蓋開工具 | 18,000円前後 |
| ◎訓練用水消火器 | 15,500円前後 |
| ◎一輪車・・・スチール製 | 12,000円前後 |
| ◎台車・・・プレス製 350kg 600×900 | 13,000円前後 |
| ◎チェーンソー・・・ブレード35cm | 97,500円前後 |
| ◎担架・・・二ツ折式 | 20,000円前後 |
| ◎ジャッキ・・・ツメ2t、最大4tタイプ | 58,000円前後 |
| ◎投光機・・・300w ハロゲン球 | 20,000円前後 |
| ◎強力ライト・・・単一乾電池6本タイプ | 4,500円前後 |
| ◎組立水槽・・・自立式1000ℓタイプ | 132,500円前後 |
| ◎仮設トイレ・・・簡易組立100回分タイプ テント付 | 49,000円前後 |
| ◎炊出し用かまど・・・5升用 | 40,000円前後 |
| ◎炊出し用釜・・・5升用 | 20,000円前後 |
| ◎非常用食糧・・・例：アルファ化米 1食 | 350円前後 |
| 50食 | 15,700円前後 |
| ◎非常用飲料水・・・2ℓペットボトル 6本入 | 2,100円前後 |
| ◎非常用蓄電池・・・蓄電容量500Wh | 100,000円前後 |

※価格については、購入前に直接業者に確認していただくをお願いします。

よくある質問（Q&A）

Q：器材の購入に際して器材購入費補助金を受けましたが、自主防災会が負担する費用部分へ運営補助金を充てることができますか？

A：器材購入費補助金を受けた購入費用については、運営補助金を充てることはできません。2種類の補助金については、それぞれ別々の購入品に使用してください。

Q：書類をパソコンで入力して作成したいのですが、データはありますか？

A：補助金交付申請書など申請に必要な書類は、富士市ウェブサイトからダウンロードすることができます。データを使用する場合は最新のものをダウンロードしてください。また、手続きの利便性向上のため、申請書等への押印が不要となりましたが、パソコン等の印字による記名の場合は、従来どおり押印が必要となりますのでご注意ください。なお、実績報告書など報告に使用する書類は、交付決定した金額等必要な情報を防災危機管理課で印字した書類を使用しますので、データでのお渡しはできません。お手数ですが、郵送されてきた書類を使用してください。

Q：書類を提出する際に、持ち物はありますか？

A：交付申請の流れに記載されている関係書類一式と、修正が必要な場合にその場で対応できるように、通帳をお持ちください。

Q：運営補助金は、必ず補助を受けなければいけませんか？

A：自主防災会の自己資金で活動できる場合は必ずしも申請の必要はありません。ただし、補助の希望がない場合は、「④自主防災組織台帳」、「⑤自主防災会概要」、「⑦申請辞退届」をご提出ください。

Q：器材購入費補助金は、1品で単価5万円以上の対象品目を選ばないといけませんか？

A：対象品目を同時に複数購入もしくは複数業者から同時に購入することで見積金額が合計5万円以上になれば申請することができます。

Q：業者や店舗から発行される書類の宛名は、町内会・区名ではだめですか？

A：町内会・区名では使用できません。見積書、納品書、領収書などの書類は、すべて自主防災会名で宛名書きを依頼してください。また、日付や但し書きも必ず記載をしてもらうように依頼してください。

Q：補助金を利用して器材を購入しようと考えていますが、購入の際、自分が持っているポイントカードにポイントを貯めてもいいですか？

A：原則、自主防災会名義のポイントを作成するなどしてください。個人名義のポイントカードを使用した場合の会計処理方法については、各自主防災会で事前に取り決めをしてください。



富士市 危機管理室 防災危機管理課（消防防災庁舎 3階南側）
〒417-8601 富士市永田町 1丁目 100番地
TEL : 55-2715（直通） / FAX : 51-2040
E-mail : bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp

不明な点は、事前に防災危機管理課までお気軽にお問合せください。